平成２９年（フ）第３６８号
横浜市港北区綱島台11番44号202
破産者　マザーズコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６１号
静岡県島田市金谷栄町339番地の14
破産者　川崎製茶有限会社
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３１号
静岡県浜松市浜北区東美薗31番地
破産者　株式会社アイ．ケイ．製作所
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１４５２号
名古屋市昭和区五軒家町１番地の４
破産者　株式会社カタオカインターナショナルフルーツ
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９６３号
名古屋市守山区幸心３丁目1407番地
破産者　株式会社Ｈ・Ｍ・Ｇ
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０９号
名古屋市中川区露橋町６番地の１　グランコート露橋302
破産者　合同会社ＫＥＹＳ
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３３号
名古屋市名東区野間町24番地（ブールヴァールＮＯＭＡ303号）
破産者　合同会社Ｕｔｉｌｉｔｙ
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８９号
愛知県豊橋市草間町字二本松55番地（105）
破産者　平八重　誠
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第７９号
三重県伊勢市磯町1023番地３　住宅型有料老人ホーム　いそかぜ
破産者　北村　裕史
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
京都市下京区七条通大宮西入花畑町592番地30
破産者　株式会社石原工務店
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８６号
京都府木津川市加茂町河原樋用15番地
破産者　有限会社石崎織物
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８０４号
神戸市北区有野町有野80番
破産者　有限会社アトラス
1　決定年月日　平成29年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６２号
北海道旭川市神楽２条２丁目１番19号リバーサイド神楽205号
破産者　株式会社点心旭川
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３４号
金沢市諸江町６番23号
破産者　有限会社イシゲン
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７３号
岡山市南区築港新町２丁目34―13、商業登記簿上の本店所在地岡山市北区青江５丁目４番３号
破産者　有限会社アグリミル
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１号
高知県南国市田村乙2082番地13ジョイナス１Ｆ
破産者　株式会社ＳＥＩＥＩ
1　決定年月日　平成29年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第５２４号
埼玉県川口市大字安行領根岸1920番地　根岸台高層市営住宅ＲＣ―Ｂ棟　302号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市大字石神984番地
破産者　福島　章司
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０７１号
さいたま市見沼区東大宮７丁目22番地32
破産者　石関　　昇
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０７号
群馬県高崎市中室田町2268番地59、破産手続開始時の住所埼玉県朝霞市栄町１丁目５番74―503号
破産者　唐澤　秩子
1　決定年月日　平成29年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係